

第15回定時株主総会 招集ご通知



日 時

2019年12月20日（金曜日）

午前10時

（受付開始は午前9時30分を予定しております）

場 所

東京都中央区京橋2丁目1番3号

京橋トラストタワー 4階

トラストシティ カンファレンス・京橋

開催場所が昨年と異なりますので、末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照の上、お間違えのないようご注意ください。

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件

第3号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

証券コード 3918
2019年12月4日

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門一丁目21番19号
P C I ホールディングス株式会社
代表取締役社長 原 □ 直 道

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年12月19日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年12月20日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区京橋2丁目1番3号 京橋トラストタワー4階
トラストシティ カンファレンス・京橋
(会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の会場ご案内図をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第15期（2018年10月1日から2019年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第15期（2018年10月1日から2019年9月30日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件
 - 第3号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権の代理行使をされる場合は、代理人は議決権を行使することができる株主の方1名に限ります。この場合代理権を証明する書面を当社にご提出願います。
- ◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.pci-h.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載していません。
 - ①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ②計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」従いまして、本招集ご通知提供書面は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した対象書類の一部であります。
- ◎なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.pci-h.co.jp/>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案し、第15期の期末配当は、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金30円 配当総額は123,378,720円

なお、中間配当金として1株につき金30円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき金60円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年12月23日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

現取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	あまの とよみ 天野豊美 (1949年2月9日生)	1975年4月 日本エヌ・シー・アール(株) (現日本NCR(株)) 入社 1996年1月 同社 常務取締役 2005年4月 (株)M&S (現当社) 設立 代表取締役社長 2010年1月 PCIアイオス(株) 取締役 2012年9月 PCIソリューションズ(株) 代表取締役社長 (現任) 2014年7月 Inspiration(株) 取締役 2017年12月 当社 代表取締役会長 (現任) 2018年4月 PCIアイオス(株) 取締役会長 2018年9月 VSE(株) 代表取締役会長 (現任)	33,405株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>天野豊美氏は、当社創業者であり、当社の経営において卓越したリーダーシップと決断力、適切な指揮により当社を成長させてまいりました。また、情報サービス業界における豊富な経験と実績、経営全般に関する知見と能力を有していることから、当社グループの持続的な企業価値向上に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

招集
通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2	はらぐち なおみち 原口直道 (1956年10月28日生)	1980年 4月 (株)日本長期信用銀行 (現(株)新生銀行) 入行 1999年 6月 同行コーポレートアドバイザー 部長 2003年 2月 オリックスM&Aソリューションズ(株) 取締役社 長 2012年 4月 同社 会長 2012年12月 (株)リサ・パートナーズ 社長付シニア・フェロー 2013年 6月 大興電子通信(株) 社外取締役 2013年12月 当社 社外取締役 2017年 4月 (株)Blue Planet-works 監査役 2017年 6月 (株)AppGuard Marketing 社外取締役 2017年12月 (株)リーふねっと 取締役 (現任) 2017年12月 当社 代表取締役社長 (現任) 2018年 1月 P C I アイオス(株) 取締役会長 2018年 6月 Safer Connected World(株) 代表取締役社長 (現任) 2019年 3月 (株)Blue Planet-works 社外取締役 (監査等委 員) 2019年 5月 (株)インフィニテック 取締役会長 (現任)	14,996株
取締役候補者とした理由 原口直道氏は、代表取締役社長として、当社及び当社グループの経営の監督を適切に行っており、財務戦略及び戦略的M&Aに関する豊富な経験と企業経営に関する幅広い知見から、当社グループの持続的な企業価値向上に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	いぐち なおひろ 井口直裕 (1972年8月21日生)	1996年4月 (株)フューチャー・テクノロジー (現Profit Cube (株) 入社 2008年1月 当社 転籍 経営企画室マネージャー 2009年10月 当社 経営企画室長 2015年12月 当社 取締役管理本部長 2016年12月 (株)シスウェーブ 取締役 (現任) 2017年2月 当社 取締役経営企画本部長 (現任) 2017年8月 (株)シー・エル・シー 取締役 (現任) 2018年6月 Safer Connected World(株) 取締役 2019年5月 (株)インフィニテック 取締役 (現任)	15,278株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>井口直裕氏は、当社入社以来企画・管理部門に携わり、経営企画室長を経て管理部門全般を管掌する取締役に就任しております。企画・管理部門での豊富な経験と知見を有していることから、当社グループの持続的な企業価値向上に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各取締役候補者の所有する当社の株式数には、2019年9月30日現在における役員持株会を通じての保有分を含めて記載しております。(1株未満切捨表示)

招集
通知

株主
総会
参考
書類

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

監査
報告

第3号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の理由等により取締役（監査等委員である取締役並びに社外取締役及び非常勤取締役を除く。）、執行役員及び従業員、並びに当社子会社の取締役、執行役員及び従業員に対して、ストック・オプションとして新株予約権を発行すること、及び新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は2018年12月20日開催の第14回定時株主総会において、金銭報酬は年額200百万円以内、譲渡制限付株式に関して支給される金銭報酬債権は年額50百万円以内とご承認いただいておりますが、本株主総会の開催日から1年以内に限り、当該報酬枠と別枠にて、取締役（監査等委員である取締役並びに社外取締役及び非常勤取締役を除く。）に対する報酬等として年額10百万円以内として新株予約権を割り当てることにつきましても、併せてご承認をお願いするものであります。

なお、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象となりうる取締役の員数は3名となります。

1. 特に有利な条件をもってストック・オプションとして新株予約権を発行することが必要な理由

当社の取締役（監査等委員である取締役並びに社外取締役及び非常勤取締役を除く。）、執行役員及び従業員、並びに当社子会社の取締役、執行役員及び従業員の業績向上に対する意欲、士気を一層高め、更なる企業価値の向上を図ることを目的とする。

2. 新株予約権の上限

400個を上限とする。

このうち、当社取締役（監査等委員である取締役並びに社外取締役及び非常勤取締役を除く。）に付与する新株予約権は60個を本株主総会の開催日から1年以内の日に発行する新株予約権の数の上限とする。なお上記上限の数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

3. 新株予約権を行使することができる期間

割当決議日後2年を経過した日から当該決議日後6年を経過する日までとする。

4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、割当日後、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当て又は株式併合

を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割、株式無償割当て又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割又は株式無償割当ての場合は、当該株式分割又は株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割又は株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割又は株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該金額が新株予約権の割当日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

ただし、以下 i、ii、又は iii のいずれかの事由が生じたときは、各項目記載の調整による行使価額に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

i 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

ii 当社が時価を下回る価額で募集株式の発行又は自己株式の処分（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価にそれぞれ読み替えるものとする。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

iii 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、又は当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。

8. 新株予約権の取得条項

(1)以下の i、ii、iii、iv 又は v のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ii 当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案
- iii 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- v 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(2) 新株予約権者が、下記11. (1)に定める新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合、もしくは新株予約権者が死亡した場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。

9. 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の取扱いに関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」

という。)の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記4. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

i 交付される1個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

ii 再編成後払込金額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記5. で定められる行使価額を調整して得られる額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記3. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記6. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

上記8. に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

下記11. に準じて決定する。

10. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

11. その他の新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社もしくは当社子会社の取締役、執行役員、監査役及び従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。ただし、退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りでない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。

12. 新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないものとする。

以 上

招集
通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

(提供書面)

事業報告

(2018年10月1日から
2019年9月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用情勢・所得環境の改善が継続し、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、米中の貿易摩擦や金融資本市場の変動の影響等、依然として先行き不透明な状況下で推移いたしました。

当社グループが属する情報サービス産業におきましては、「第4次産業革命」が進展する中、クラウドやビッグデータ、IoT（※1）、IOE（※2）、人工知能（AI）等の新たな付加価値創造への期待に加え、第5世代移動通信システム（5G）の実用化に向けたICT（※3）利活用の高度化・多様化の他、文部科学省が推進する教育のIT化に伴う環境整備や、サイバー攻撃等の脅威に対する情報セキュリティ対策強化への優先的な投資傾向がみられ、IT投資需要は総じて堅調に推移いたしました。一方で、IT技術者不足は常態化しており、人材確保が継続的な課題となっております。

このような状況下において、当社グループは、あらゆるモノがインターネットを介して繋がる本格的なIoT社会の到来を見据え、多様化するニーズに対して高品質なサービス提供に引き続き邁進すると共に、当社グループの成長戦略の柱であるIoT/IOEソリューション事業において、グループ間シナジーによる多角化を図り、また、IoT社会の実現と共に危惧される情報セキュリティ対策の一つとして、前連結会計年度より取扱いを開始した革新的サイバーセキュリティソフト「AppGuard®」の販売促進及び新規販売パートナー獲得に努め、社会的課題の解決と「安心・安全・豊かな社会」を目指した事業展開を推進してまいりました。加えて、常態化しているIT技術者不足に対応するため、将来的なオフショア開発を視野に入れた海外企業への出資契約を締結した他、2019年5月には株式会社インフィニテックを子会社化する等、事業規模拡大に向けた各種施策に取り組んでまいりました。なお、新たに連結子会社となった株式会社インフィニテックの業績は第4四半期連結会計期間の7月より計上しております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は16,540百万円（前連結会計年度比14.1%増）、営業利益は822百万円（前連結会計年度比12.8%増）、経常利益は843百

万円（前連結会計年度比9.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、連結子会社における保有有価証券のうち簿価に比べて実質価額が著しく下落したのものについて投資有価証券評価損を特別損失として計上したこと等により、459百万円（前連結会計年度比2.1%減）となりました。

セグメント別の概況は、次のとおりであります。

（ＩＴソリューション事業）

ＩＴソリューション事業につきましては、売上高は12,724百万円（前連結会計年度比11.8%増）となり、セグメント利益は778百万円（前連結会計年度比16.6%増）となりました。

以下では、ＩＴソリューション事業における概況と売上高を主要区分別に示します。

・エンベデッドソリューション

エンベデッドソリューションの展開につきましては、市場における優位性を確立するため高度な技術を要するエンベデッド技術者育成に努めると共に、車載情報系案件からより参入障壁の高い車載制御系、ADAS（※4）、AUTOSAR（※5）系開発案件の受注拡大に注力してまいりました。当社グループの開発実績と自動車業界における先進技術を用いて、先進運転支援システム系開発案件等、スマートカー関連案件の引き合いが継続した他、PBX開発・センサー関連開発案件が好調に推移いたしました。加えて、グループ事業会社間のシナジー効果によりエンベデッド技術者確保・各種案件獲得に至る等、総じて好調に推移いたしました。

以上の結果、エンベデッドソリューションの売上高は5,589百万円（前連結会計年度比16.0%増）となりました。

・ビジネスソリューション

ビジネスソリューションの展開につきましては、既存取引先との深耕拡大及び新規顧客の開拓に努めると共に、多岐にわたる顧客需要に応えるべく、高度な技術を要するビジネスパートナーとの更なるアライアンス強化に努めてまいりました。

なお、新たに連結子会社となった株式会社インフィニテックの業績を第4四半期連結会計期間より計上しており、同社が展開する文教系ソリューションが収益に大きく寄与いたしました。

企業向けソフトウェア開発においては、産業・流通向け案件が増加した他、エネルギー関連案件等の継続的な受注により、堅調に推移いたしました。

メインフレーム分野においては、Dell EMCのハイエンドストレージ案件を含めた大型プロジェクトが売上に大きく貢献いたしました。

以上の結果、ビジネスソリューションの売上高は7,134百万円（前連結会計年度比8.7%増）となりました。

（IOT/IoEソリューション事業）

IOT/IoEソリューション事業につきましては、売上高は1,999百万円（前連結会計年度比45.2%増）となり、セグメント利益は34百万円（前連結会計年度比45.8%減）となりました。

株式会社リーふねっとが展開する通信事業分野が好調に推移し、売上に大きく寄与いたしました。一方、前連結会計年度より取扱いを開始した「AppGuard®」の知名度向上及び当社グループを通じた販売代理店拡充による販路拡大と販売強化のため、これらに係る販管費が増大いたしました。

（半導体トータルソリューション事業）

半導体トータルソリューション事業につきましては、売上高1,828百万円（前連結会計年度比2.8%増）となり、セグメント利益は4百万円（前連結会計年度比95.0%減）となりました。

当事業の展開につきましては、新規事業分野であるターンキービジネス拡販による大型案件の受注や新規顧客の開拓が奏功し、売上に貢献いたしました。しかしながら、一部の顧客における在庫調整の影響を受けたことにより、セグメント利益は前連結会計年度に比べて大幅減となりました。また、AIやIOT需要の高まりを背景とした半導体市場の中長期的な拡大を見込み、新技術の開発及び自社製品の実用化に向けた積極的な研究開発投資を実行いたしました。

（注）上記に用いられている用語の説明は以下のとおりであります。

（※1）IOT：(Internet of Things)

コンピュータ等の情報・通信機器だけでなく、様々な「モノ」に通信機能を持たせ、インターネットに接続、相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測等を行うこと。

（※2）IoE：(Internet of Everything)

IOTよりも広い概念であり、ヒト・モノ・プロセス・データ等がインターネットにつながり、相互に通信が可能となる技術や状態、仕組みのこと。

（※3）ICT：(Information and Communication Technology)

情報通信技術。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術のこと。

- (※4) ADAS : (Advanced Driver-Assistance System)
周囲の情報を把握し、運転操作の制御やドライバーへの注意を促し、快適な運転のサポートをしてくれたり、事故を未然に防いだりするための先進運転支援システムの総称のこと。
- (※5) AUTOSAR : (AUTomotive Open System ARchitecture)
車載ソフトウェアプラットフォームの仕様の名称及び自動車業界のグローバル開発パートナーシップのこと。

招集
通知

株主
総会
参考
書類

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

監査
報告

事業別売上高

事業区分	第15期 (2019年9月期) (当連結会計年度)	
	金額 (百万円)	構成比 (%)
ITソリューション事業	12,713	76.8
IoT/IoEソリューション事業	1,999	12.1
半導体トータルソリューション事業	1,828	11.1
合計	16,540	100.0

※上記金額は、連結損益計算書の売上高と一致しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は195百万円であり、その主な内容は、業務提携に伴うシステムの共同開発によるものであります。

この他、当連結会計年度中において重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

短期借入金の返済資金への充当、並びに中長期的な事業規模拡大に伴う運転資金の増加に備えて、金融機関より長期借入金として2,400百万円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2019年5月7日付で株式会社インフィニテックの株式を75%取得し、当社の連結子会社といたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 12 期 (2016年 9 月期)	第 13 期 (2017年 9 月期)	第 14 期 (2018年 9 月期)	第 15 期 (当連結会計年度) (2019年 9 月期)
売 上 高 (千円)	8,504,591	11,397,493	14,493,591	16,540,922
経 常 利 益 (千円)	591,942	726,153	771,189	843,346
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	403,060	450,744	469,750	459,866
1 株当たり当期純利益 (円)	118.79	119.93	113.74	110.94
総 資 産 (千円)	4,378,589	6,530,044	9,249,136	11,315,479
純 資 産 (千円)	3,155,838	3,433,972	5,162,908	5,033,901
1 株当たり純資産額 (円)	840.70	908.42	1,204.60	1,183.05

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 2016年4月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. 『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第15期の期首から適用しており、第14期の総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 12 期 (2016年 9 月期)	第 13 期 (2017年 9 月期)	第 14 期 (2018年 9 月期)	第 15 期 (当事業年度) (2019年 9 月期)
営 業 収 益 (千円)	556,076	635,356	780,305	1,547,434
経 常 利 益 (千円)	138,181	175,041	118,644	1,008,060
当 期 純 利 益 (千円)	142,324	187,627	244,145	1,009,191
1 株当たり当期純利益 (円)	41.94	49.92	59.11	243.47
総 資 産 (千円)	3,172,255	3,684,229	5,945,331	7,279,553
純 資 産 (千円)	2,585,525	2,597,533	4,012,102	4,364,960
1 株当たり純資産額 (円)	688.77	687.15	953.28	1,061.36

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 2016年4月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第15期の期首から適用しており、第14期の総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当議決権比率	主要な事業内容
P C I ソリューションズ(株)	360,000千円	100.0%	エンベデッドソリューション、 ビジネスソリューション、 IoT/IoEソリューション
(株) シ ス ウ ェ ー ブ	90,000千円	100.0%	半導体トータルソリューション
(株) シ ー ・ エ ル ・ シ ー	100,000千円	100.0%	ビジネスソリューション
(株) リ ー ふ ね っ と	100,000千円	100.0%	ビジネスソリューション、 IoT/IoEソリューション
Safer Connected World (株)	10,000千円	90.0%	IoT/IoEソリューション
V S E (株)	100,000千円	50.0%	エンベデッドソリューション、 半導体トータルソリューション
(株) インフィニテック	50,000千円	75.0%	ビジネスソリューション、 IoT/IoEソリューション

- (注) 1. 当社の完全子会社であったP C I アイオス株式会社は、2018年10月1日を効力発生日として、吸収分割により一部事業をP C I ソリューションズ株式会社へ承継し、同日付で株式会社リーふねつとを存続会社、P C I アイオス株式会社を消滅会社とする吸収合併を行いました。
2. 当社は、2019年5月7日を効力発生日として、株式会社インフィニテックの株式を75%取得し、同社を連結子会社といたしました。
3. 当事業年度における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
(株)リーふねつと	大阪府大阪市浪速区難波中一丁目3番18号	1,716百万円	7,279百万円

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、多様化する社会ニーズや市場環境の変化に機動的に対応し、持続的な成長と盤石な経営基盤を確立するために、対処すべき課題を以下のように定め、更なる企業価値の向上に努めてまいります。

① 自社ブランドサービスの創出と成長事業の推進

当社グループのITソリューション事業は、現状、顧客先常駐によるソフトウェア開発及び当社グループ内で行う受託型ソフトウェア開発が主流となっておりますが、成長分野であるIoT/IoEソリューション事業を基柱に顧客との共同開発等による「提案型」サービスへの取り組みも積極的に行い、自社ブランドサービスとなり得る新規ソリューションの創出を目指してまいります。また、情報セキュリティ分野においては、OSプロテクト型のエンドポイントセキュリティソフト「AppGuard®」の販売を主軸に事業拡大を図り、将来にわたる安定した収益の確保に努めてまいります。

② ビジネスパートナー企業との協業強化

当社グループは、拡大するIT需要に機動的に対応するため、ビジネスパートナーとの協業強化が不可欠であると認識しております。技術者不足が常態化している当業界において、当社グループとビジネスパートナーとが共存し開発体制を強化するため、ビジネスパートナー企業への教育サービスの提供及び資本提携を推進し、今後一層のリレーション強化並びに緊密なアライアンス体制の構築を図ってまいります。

③ 研究開発の推進と成果の事業化

当社グループは、新たな収益源となる事業を創出するため、あるいは、将来的に発展する様々な技術に対応するために、今後も技術シーズの発掘及び市場ニーズを的確に捉えた複数の研究・開発テーマを設定し、事業化に向けて推進してまいります。研究開発テーマに関連した他社とのアライアンスの推進にも、より積極的に取り組んでまいります。

④ 戦略的なM&Aの推進と業容拡大に対応した組織力の強化

当社グループは、既存事業の更なる拡充及び既存事業を基軸とした新規サービスの展開を図るうえで、当社グループの事業を補完し得る事業会社との事業提携を推進するとともに、シナジー効果が見込まれる場合はM&Aについても積極的に検討を進めてまいります。加えて、グループ戦略を強化し、当社グループ全体の経営資源を有効に活用しながら

グループ総合力を最大限に発揮してまいります。また、業容拡大に対応した組織力を強化し、内部統制が有効に機能する経営管理体制の確立及びM & A後のP M I（Post Merger Integration）を推進するため成長戦略の基盤強化に努めてまいります。

⑤ 優秀な人材の育成と確保

当社グループは、継続的に付加価値の高いサービスを提供するために、高いITスキルを備え、当社グループの企業理念を理解し、主体的に課題解決を行うことのできる優秀な人材の育成及び確保が不可欠であると認識しております。OJTや体系的な育成プログラムによる研修を実施し、社員の情報サービス事業全般におけるスキル向上を図るとともに、積極的な採用活動に取り組み、優秀な人材の確保に努めてまいります。

⑥ 働き方改革への取り組み

人材不足が課題となっている昨今において、社会全体での働き方改革の必要性が強調される中、当社グループは、最も重要な経営資源である社員のモチベーションを高め、生産性の向上を実現するためのグループ企業それぞれの特色に応じた働き方改革を推進してまいります。

なお、当社が2019年1月10日付及び2019年5月10日付取締役会において決議、実施した自己株式の取得及び中間配当金の支払いが、会社法及び会社計算規則により算定される分配可能額を超えていたことが判明いたしました。本件について第三者委員会からの調査結果・提言に則した再発防止策を実施し内部管理体制の強化を推進してまいります。

(5) **主要な事業内容**（2019年9月30日現在）

当社グループは、純粋持株会社である当社並びに情報サービス事業を営む連結子会社により構成されております。

当社グループが展開するセグメント別の事業内容は以下のとおりであります。

セグメント区分	事業区分	事業内容
ITソリューション事業	エンベデッドソリューション	自動車関連、情報家電、モバイル等の組み込み制御系システムの設計・開発
	ビジネスソリューション	一般企業、金融機関、官公庁向けの業務システムの設計・開発及びITシステム構築、自社パッケージソフトウェア製品の企画・開発
IoT/IoEソリューション事業	IoT/IoEソリューション	通信技術、組み込み制御技術、アプリケーション技術等の当社グループの強みを活かしたIoTソリューションの提供、顧客企業との共同開発
半導体トータルソリューション事業	半導体トータルソリューション	半導体のテスト・設計、技術サポート

(6) 主要な営業所及び工場 (2019年9月30日現在)

① 当社

本	社	東京都港区
---	---	-------

② 子会社等

P C I ソリューションズ(株)	本社 (東京都港区) 横浜事業所 (神奈川県横浜市西区) 東陽町開発センター (東京都江東区) 上野開発センター (東京都台東区) 名古屋事業所 (愛知県名古屋市中区) 大阪事業所 (大阪府大阪市中央区)
(株) シ ス ウ ェ ー ブ	本社 (神奈川県川崎市幸区) 関西事業所 (大阪府大阪市淀川区) 九州事業所 熊本オフィス (熊本県熊本市中央区) 九州事業所 福岡オフィス (福岡県福岡市早良区) テストセンター (神奈川県川崎市中原区)
(株) シ ー ・ エ ル ・ シ ー	本社 (東京都港区)
(株) リ ー ふ ね っ と	本社 (大阪府大阪市浪速区) 東京事業所 (東京都港区) 青森オフィス (青森県青森市)
Safer Connected World (株)	本社 (東京都港区)
V S E (株)	本社 (東京都品川区)
(株) イ ン フ ィ ニ テ ッ ク	本社 (東京都品川区) 米沢事業所 (山形県米沢市) 大阪事務所 (大阪府吹田市)

招集
通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

(7) 使用人の状況 (2019年9月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
ＩＴソリューション事業	945名 (14名)	40名増 (5名増)
ＩｏＴ／ＩｏＥソリューション事業	79名 (3名)	28名増 (0名)
半導体トータルソリューション事業	209名 (9名)	8名減 (7名減)
全社 (共通)	20名 (0名)	2名減 (1名減)
合計	1,253名 (26名)	58名増 (3名減)

- (注) 1. 使用人数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者は除く。) であります。
2. 使用人数の (外書) は人材派遣会社からの派遣社員、アルバイト社員等臨時従業員の期末雇用人数であります。
3. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、当社管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
20名	2名減	45.7歳	4.32年

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、グループ会社からの受入出向者数8名を含んでおります。
2. 当社のセグメントは「全社 (共通)」のみのためセグメント別情報の記載を省略しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年9月30日現在)

借入先	借入残高
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	951百万円
株式会社みずほ銀行	933百万円
株式会社三井住友銀行	285百万円
株式会社りそな銀行	189百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2019年9月30日現在)

① 発行可能株式総数 10,000,000株

② 発行済株式の総数 4,261,200株

(注) ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は4,600株増加しております。

③ 株主数 3,142名

④ 単元株式数 100株

⑤ 大株主

株主名	持株数	持株比率
(株) Y & U	282,900株	6.88%
P C I ホールディングス従業員持株会	207,013	5.03
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	198,300	4.82
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	164,700	4.00
関谷 恵美	154,800	3.76
岡 丈 詞	119,200	2.90
(株) 三菱総合研究所	96,000	2.33
岩崎 泰次	93,700	2.28
(株) レスターホールディングス	88,600	2.15
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口5)	75,000	1.82

- (注) 1. 当社は、自己株式を148,576株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は、保有している自己株式を控除して計算しております。
 3. 持株比率は、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

(2) **新株予約権等の状況**

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2019年9月30日現在）
該当事項はありません。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
当事業年度中に交付した新株予約権はありません。

- ③ その他、行使未済の新株予約権の状況
2010年3月12日開催臨時株主総会決議及び2010年3月18日開催取締役会決議に基づき発行した、当社第2回新株予約権については、2018年12月19日をもって行使期間が満了し、消滅いたしました。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況

(2019年9月30日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	天 野 豊 美	PCIソリューションズ(株) 代表取締役社長 VSE(株) 代表取締役会長
代表取締役社長	原 口 直 道	Safer Connected World(株) 代表取締役社長 (株)リーふねっと 取締役 (株)インフィニテック 取締役会長
取 締 役	井 口 直 裕	経営企画本部長 (株)シスウェーブ 取締役 (株)シー・エル・シー 取締役 (株)インフィニテック 取締役
社外取締役 (監査等委員) (常勤)	宮 原 謙	
社外取締役 (監査等委員)	佐 藤 貴 則	やまぶき法律事務所 代表
社外取締役 (監査等委員)	高 原 明 子	ウォンテッドリー(株) 社外取締役 (監査等委員)
社外取締役 (監査等委員)	牧 真 之 介	牧真之介公認会計士事務所 代表 税理士法人MSパートナーズ 代表社員 会計法人MSPGコンサルティング(株) 代表取締役社長 クラフト本社(株) 社外監査役 クラフトホールディングス(株) 社外監査役 ラクオリア創薬(株) 社外取締役 (監査等委員) (株)鹿兒島プロスポーツプロジェクト 監査役 公益財団法人租税資料館 監事

- (注) 1. 取締役宮原謙氏、取締役佐藤貴則氏、取締役高原明子氏及び取締役牧真之介氏は、社外取締役であります。
2. 社外取締役 (監査等委員) 牧真之介氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、監査等の環境の整備及び社内の情報の収集に積極的に努め、かつ、内部統制システムの構築・運用の状況を日常的に監視し検証するため、またその職務の遂行上知り得た情報を、他の監査等委員と共有するため、常勤の監査等委員を選定しております。
4. 当社は、取締役宮原謙氏、取締役佐藤貴則氏、取締役高原明子氏及び取締役牧真之介氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中の取締役の異動について
2018年12月20日開催の当社第14回定時株主総会において、宮原謙氏、佐藤貴則氏、高原明子氏及び牧真之介氏が監査等委員である取締役に選任されそれぞれ就任いたしました。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

6. 当事業年度中の重要な兼職の異動について

イ.代表取締役社長原口直道氏は、2019年5月7日付で当社連結子会社となった㈱インフィニテックの取締役役に就任しております。また、同氏は、㈱Blue Planet-worksの監査役を2019年3月20日付で退任、同日付で監査等委員である取締役役に就任、2019年7月5日付で辞任しております。

ロ.取締役井口直裕氏は、2019年5月7日付で当社連結子会社となった㈱インフィニテックの取締役役に就任しております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
田中明彦	2018年12月20日	任期満了	当社取締役 PCソリューションズ㈱ 常務取締役
西村光太郎	2018年12月20日	任期満了	当社取締役 ㈱シスウェーブ 代表取締役会長
福本実	2018年12月20日	任期満了	当社取締役 ㈱シー・エル・シー 代表取締役会長
岡丈詞	2018年12月20日	任期満了	当社取締役 ㈱リーふねっと 代表取締役
坂本忠弘	2018年12月20日	任期満了	当社社外取締役 地域共創ネットワーク㈱ 代表取締役 京都信用金庫 非常勤理事
高原明子	2018年12月20日	任期満了	当社社外取締役 ウォンテッドリー㈱ 社外取締役 (監査等委員)
宮原譲	2018年12月20日	任期満了	当社常勤社外監査役
宮本進	2018年12月20日	任期満了	当社監査役
田口邦宏	2018年12月20日	任期満了	当社社外監査役 四谷監査法人 パートナー

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役宮原譲、佐藤貴則、高原明子、牧真之介の4氏、事業年度中に退任した取締役西村光太郎、福本実、岡丈詞、坂本忠弘の4氏、並びに事業年度中に退任した監査役宮本進、田口邦宏の両氏につきまして、会社法第425条第1項に定める額としております。

④ 取締役及び監査役の報酬等
当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	9名 (2)	147,930千円 (1,800)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 (4)	15,225千円 (15,225)
監 査 役 （うち社外監査役）	3名 (2)	3,300千円 (2,400)
合 計 （うち社外役員）	16名 (8)	166,455千円 (19,425)

- (注) 1. 上表には、2018年12月20日の第14回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役6名（うち社外取締役2名）及び監査役3名（うち社外監査役2名）を含んでおります。なお、当社は、2018年12月20日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、2007年3月30日開催の臨時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2018年12月20日開催の第14回定時株主総会において、金銭報酬は年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、譲渡制限株式に関して支給される金銭報酬債権は50百万円以内と決議いただいております。また、ストック・オプション報酬額の限度額は、2018年12月20日から1年以内に限り、取締役（監査等委員である取締役並びに社外取締役及び非常勤取締役を除く。）に対して年額10百万円以内として割当てすることと決議いただいております。
4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2018年12月20日開催の第14回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、2007年3月30日開催の臨時株主総会において、年額60百万円以内と決議いただいております。
6. 上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。
役員退職慰労引当金の繰入額10百万円（取締役7名に対し10百万円（うち社外取締役0名））
役員賞与引当金の繰入額10百万円（取締役（監査等委員を除く）3名に対し10百万円（うち社外取締役0名））
株式報酬費用4百万円（取締役（監査等委員を除く）3名に対し4百万円（うち社外取締役0名））
7. 上記のほか、2018年12月20日開催の第14回定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給が承認可決されております。これに伴い、打ち切り支給額のうち、退任取締役2名に対し2百万円を支払い、残額95百万円については未払金として既に振替済となっております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役佐藤貴則氏は、やまぶき法律事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役高原明子氏は、ウォンテッドリー(株)の社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役牧真之介氏は、牧真之介公認会計士事務所の代表、税理士法人MSパートナーズの代表社員、会計法人MSPGコンサルティング(株)の代表取締役社長、クラフト本社(株)の社外監査役、クラフトホールディングス(株)の社外監査役、ラクオリア創葉(株)の社外取締役（監査等委員）、(株)鹿児島プロスポーツプロジェクトの監査役及び公益財団法人租税資料館の監事であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況
取締役 (監査等委員)	宮原 讓	当事業年度に開催された取締役会20回すべてに出席、また監査役会2回並びに監査等委員会10回それぞれすべてに出席いたしました。出席した会議において、主に情報サービス業務に関し、専門的視点から適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	佐藤 貴 則	就任後開催の取締役会17回及び監査等委員会10回すべてに出席いたしました。出席した会議において、弁護士としての専門的見地から適切な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	高 原 明 子	当事業年度に開催された取締役会20回すべてに出席、また監査等委員に就任後の監査等委員会10回すべてに出席いたしました。出席した会議において、インターネットを活用した様々な事業のスタートアップに携わった経験による幅広い専門的視点から適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	牧 真 之 介	就任後開催の取締役会17回及び監査等委員会10回すべてに出席いたしました。出席した会議において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 三優監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33,900千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33,900千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬額について、監査等委員会は取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けただうで会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況を確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、同意しております。

③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項の各号に該当すると判断した場合に、監査等委員全員の同意によって解任いたします。この場合、解任及びその理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合、又は会計監査人による適正な職務の遂行が困難と認められる場合、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

なお、当社は2018年12月20日付で監査等委員会設置会社へ移行しております。

- ① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という。）は、コンプライアンスと損失の危機の管理（以下、「リスク管理」という。）を表裏一体のものと認識し、経営上の最重要課題と位置付ける。
 - 2) 当社にコンプライアンス・リスク管理担当取締役を任命し、コンプライアンス・リスク管理を統括せしめ、当社グループのコンプライアンス・リスク管理の取組みを横断的に統括させる。
 - 3) コンプライアンス・リスク管理に係る組織として、当社グループに一つのコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、また、当社グループ各社に「コンプライアンス・リスク管理規程」その他コンプライアンス・リスク管理に係る規程等を制定する。
 - 4) コンプライアンス・リスク管理委員会は、当社の社長を委員長、コンプライアンス・リスク管理担当取締役を副委員長とし、法務担当、顧問弁護士及びグループ各社のコンプライアンス・リスク管理委員から成る組織とし、当社の監査等委員である取締役がオブザーバーとして出席する。
 - 5) コンプライアンス・リスク管理委員会は以下の職務を行う。
 - イ. コンプライアンス・リスク管理意識の確立、徹底
 - ロ. 当社グループのコンプライアンス・リスクの分析、その対策の立案、コンプライアンスを維持・推進するための体制整備、教育の立案及び実施
 - ハ. 当社グループのリスクの収集、その一元管理、分析評価、対応等の整備
 - ニ. コンプライアンス・リスク管理に係る当社常務会への報告、あるいは諮問
 - ホ. その他個別に定める事項
- 6) 当社グループの役員及び使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するための行動規範として「P C Iグループ行動規範」を定め、実践する。

- 7) 当社グループは、その役員及び使用人に、企業理念、P C Iグループ行動規範、コンプライアンスの骨子、コンプライアンス通報方法・通報先等を記載した「K O K O R O E」を配布し、勤務中は常時携行することを義務付け、適宜それを閲覧することにより、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
- 8) 法令または定款に違反する行為等を使用人等が発見した場合の報告体制として、当社監査等委員である取締役、当社子会社の監査役、顧問弁護士を含む内部通報制度を設置する。
- 9) 当社グループ各社において、使用人が法令または定款に違反する疑いのある行為を行ったと判断した場合、当該会社のコンプライアンス担当部署からコンプライアンス・リスク管理委員長もしくは副委員長に通報する。通報を受けたコンプライアンス・リスク管理委員長もしくは副委員長は、当該会社に事実関係の調査を指示し、コンプライアンス・リスク管理委員長が、当該行為が法令または定款に違反すると認めた場合には、当該会社の人事担当に対して社内規程に従い当該使用人の処分の手続きを行わせる。なお、当該行為が法令または定款に対する重大な違反行為であるとコンプライアンス・リスク管理委員長が判断した場合には、コンプライアンス・リスク管理委員会を招集し、当該調査を行い、コンプライアンス・リスク管理委員会が、当該行為が法令または定款に対する重大な違反行為であると認めた場合には、当該会社の人事担当に対して社内規程に従い当該使用人の処分の手続きを行わせる。役員が法令または定款に違反する疑いのある行為を行った場合には、コンプライアンス・リスク管理委員会が事実関係の調査を行い、当該行為が法令または定款に違反すると認めた場合には、当該会社の取締役会に通報し、当該取締役会は具体的な処分を決定する。
- 10) 当社グループ各社で反社会的勢力への対応に関する基本方針を定め、警察等の外部機関とも適切に連携しつつ反社会的勢力に毅然として対処し、反社会的勢力による被害の防止を含め一切の関係を遮断するための組織体制その他の内部管理体制の確保、向上を図る。
- 11) 当社子会社を管理するため、当社は「グループ会社管理規程」を制定し、当社取締役会あるいは常務会により、当社子会社のリスク管理と適切な意思決定状況を管理監督し、当社子会社の業務の執行状況のリスク管理を行う。
- 12) 当社グループに不測の事態が発生した場合には、コンプライアンス・リスク管理規程に定める「危機対策本部」を当社に設置し、損害の拡大を防止し、最小限に止める体制を整える。

- 13) 業務執行部門から独立した内部監査部門である当社の内部監査室が、業務監査の一環として、「内部監査規程」に基づき、当社グループ各社のコンプライアンス・リスク管理体制の構築・運用状況について、内部監査を実施する。これらの活動は、定期的に当社の取締役会及び監査等委員会に報告されるものとする。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 1) 当社の取締役会、常務会等の議事録、並びに報告書その他取締役の職務執行に係る重要な書類（電磁的記録も含むものとする。）については、文書管理規程に基づき適切に保存及び管理する。
 - 2) 当社の取締役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき全社的に統括する責任者を取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から任命し、当該責任者は、情報の保存及び管理の状況について監視・監督する。
- ③ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1) 当社及び当社子会社の取締役の職務権限と担当業務を明確にするために、当社グループ各社に「取締役会規程」の他、「組織規程」、「業務分掌規程」、「常務会運営規則」（「常務会運営規則」は当社のみが制定する。）、「職務権限規程」、「稟議規程」等を制定する。
 - 2) 当社グループ経営全般にわたっての迅速な意思決定を可能とするため、重要事項の協議・意思決定機関として、取締役会の他、当社に常務会を設置し、定期的を開催する。
 - 3) 当社は、取締役会及び常務会を定期的を開催し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の担当業務に関する報告と審議を行う。
 - 4) 当社は、一部の業務執行権限を取締役に委任することにより、意思決定と業務執行の迅速化・効率化を図る。
 - 5) 当社は、三事業年度を期間とする当社グループの中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、事業年度毎の当社グループ全体の重点経営目標、予算配分等を定める。
 - 6) 当社子会社の財務・経理事務は共通の経理システムを導入し当社で行うと共に、資金調達・運用は当社において行う。

- ④ 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) 「グループ会社管理規程」において、経営成績、財務状況、一定の経営上の重要事項を定め、当社取締役会または常務会への報告あるいは決議・承認を義務付ける。
 - 2) 当社は、当社子会社の代表取締役社長あるいはその指名を受けた取締役を当社の執行役員に任命し、当社の取締役または使用人の中から任命した執行役員を含むグループ執行役員会を定期的開催し、担当する子会社の業務執行状況を報告する。
 - 3) 定期的に当社グループ各社の管理本部長による連絡会議を開催し、グループ会社間の情報共有、意思疎通及びグループ経営方針の統一化を図る。
 - 4) 当社のコンプライアンス・リスク管理担当取締役は、当社子会社の取締役会の他、重要な会議に出席する。
 - 5) 当社内部監査室は「内部監査規程」に基づき当社子会社監査を実施し、その結果を監査等委員会または監査等委員である取締役に適宜報告する。
 - 6) 当社の監査等委員である取締役と子会社の監査役との連携を強化するため、定期的な連絡会を開催する。
- ⑤ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 1) 当社は、監査等委員会から、監査の職務を補助する取締役及び使用人の配置を求められた場合には、監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、監査等委員である取締役の職務を補助する取締役及び使用人を置くものとする。
 - 2) 当該使用人の任命・異動・評価・懲戒は、当社の監査等委員会に事前の同意を得ることとする。
 - 3) 当該取締役及び使用人は、監査等委員会の職務を補助する際には、監査等委員会または監査等委員である取締役の指揮命令に従う。これに関して、当該取締役及び使用人は、監査等委員である取締役以外の取締役及び他の使用人の指揮命令は受けないものとし、監査等委員会または監査等委員である取締役に対する報告を理由とした不利な扱いを受けないものとする。
 - 4) 当該取締役及び使用人は、監査等委員会または監査等委員である取締役により指示された業務の実施内容及び結果の報告は、監査等委員会または監査等委員である取締役に對してのみ行う。

- ⑥ 当社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、当社子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制、これら報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 1) 当社グループの取締役及び使用人は、当社及びグループ会社の業務または業績に影響を与える重要な事項、法令等の違反行為、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、当社の監査等委員会または監査等委員である取締役に速やかに報告する。前記にかかわらず、当社の監査等委員会または監査等委員である取締役はいつでも必要に応じて、当社グループの取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - 2) 当社の監査等委員である取締役は、当社の取締役会及びその他の重要な会議に出席し、当社の取締役から業務執行状況その他重要事項の報告を受ける。
 - 3) 当社の子会社の取締役を兼任する当社の取締役は、当該子会社において重要な事項が発生した場合には当社の監査等委員会または監査等委員である取締役へ報告する。
 - 4) 当社内部監査室は定期的に当社監査等委員会に対する報告会を実施し、当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。
 - 5) 当社の監査等委員である取締役は、当社グループのコンプライアンス・リスク管理委員会にオブザーバーとして出席し、コンプライアンス、リスク管理の状況を把握する。
 - 6) 当社の監査等委員である取締役及び当社グループ各社の監査役が出席するグループ監査役等連絡会を定期的に開催し、当社の監査等委員である取締役は当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行状況、コンプライアンス、リスク管理について当社子会社監査役より報告を受ける。
 - 7) 当社監査等委員会は代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行い、併せて必要と判断される要請を行う等、代表取締役と相互認識を深める。
 - 8) 当社グループは、当社の取締役及び使用人、あるいは当社子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査等委員会に当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための規定をコンプライアンス・リスク管理規程に定める。

- ⑦ 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 当社の監査等委員会が、弁護士との顧問契約を締結し、または、必要に応じて専門の弁護士、公認会計士の助言を受けることを求めた場合、当社は、監査等委員である取締役の職務の執行に明らかに必要でないと認められた場合を除き、その機会、その費用の会社負担を保障する。
 - 2) 当社の監査等委員会は、当社の内部監査室及び会計監査人とそれぞれ積極的に情報交換を行い、緊密な連携を図る。
 - 3) その他監査等委員である取締役の職務執行のための環境整備に努める。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

① 内部統制システム全般

当社グループの業務の適正を確保するために、社内規程及びグループ全体での横断的規程の整備、並びに当社内部監査室による「内部監査規程」に基づく当社及び当社子会社を対象とした定期的な業務監査・内部統制監査を通じて、内部統制システム全般の整備、運用状況の評価を行い、判明した問題点については是正措置を行い、より適切な内部統制システムの整備・運用に努めています。また、当社は、取締役会の監督機能の強化と意思決定の迅速化、並びにコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的として、2018年12月に監査等委員会設置会社に移行いたしました。当社の監査等委員会を構成する監査等委員である取締役は、取締役会及び常務会、コンプライアンス・リスク管理委員会等の重要な会議に出席するとともに、内部監査室や会計監査人と緊密に連携を図り、監査等委員会の監査の機能を発揮しております。

② コンプライアンス

コンプライアンス体制の点検・強化を進めるため「コンプライアンス・リスク管理規程」に基づき、当事業年度は4回のコンプライアンス・リスク管理委員会を開催し、当社グループのコンプライアンス状況の確認及び課題の把握とその対応等について検討いたしました。また、当社は内部通報制度を設けており、コンプライアンスの実効性向上を図っております。当事業年度における重大な法令違反に関する内部通報はありませんでした。その他、当社グループ全役職員を対象として、コンプライアンスの意識徹底・向上のため、e-ラーニング研修での教育を実施する等、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

③ リスク管理

コンプライアンス・リスク管理委員会において、当社グループ各部門から報告されたリスクのレビューを実施して状況を把握するとともに、当社グループ全体のリスクコントロールに努めております。また、内部監査室による内部監査の結果や内部通報制度の通報内容は代表取締役及び監査等委員会に報告される体制を整備しており、リスクが発現した場合は、必要に応じて外部の顧問弁護士の協力を得て調査、検討を行い、適切に処理することとしております。

連結貸借対照表

(2019年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,751,518	流動負債	3,562,275
現金及び預金	3,198,761	買掛金	980,410
受取手形及び売掛金	3,529,860	1年内償還予定の社債	237,500
電子記録債権	486,892	1年内返済予定の長期借入金	574,428
商品及び製品	14,691	未払金	618,844
原材料及び貯蔵品	8,487	未払法人税等	58,118
仕掛品	141,565	未払消費税等	158,927
その他	371,259	賞与引当金	273,176
固定資産	3,563,194	役員賞与引当金	22,973
有形固定資産	300,868	受注損失引当金	5,433
建物附属設備	156,768	アフターコスト引当金	6,100
その他	144,099	資産除去債務	937
無形固定資産	1,437,358	その他	625,425
のれん	1,084,292	固定負債	2,719,301
その他	353,065	社債	106,250
投資その他の資産	1,824,967	長期借入金	1,903,286
投資有価証券	1,063,066	役員退職慰労引当金	47,328
繰延税金資産	227,012	退職給付に係る負債	180,348
退職給付に係る資産	9,593	資産除去債務	81,756
その他	526,102	その他	400,332
貸倒引当金	△808	負債合計	6,281,577
繰延資産	766	(純資産の部)	
創立費	288	株主資本	4,902,177
社債発行費	478	資本金	1,046,232
資産合計	11,315,479	資本剰余金	2,650,082
		利益剰余金	1,592,272
		自己株式	△386,410
		その他の包括利益累計額	△36,742
		その他有価証券評価差額金	△36,742
		非支配株主持分	168,466
		純資産合計	5,033,901
		負債純資産合計	11,315,479

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結損益計算書

(2018年10月1日から
2019年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上	16,540,922
売上原価	12,191,129
販売費及び一般管理費	4,349,792
営業外収益	3,527,714
営業外費用	822,078
受取利息及び配当金	15,005
受取成金の収入	19,052
その他	7,607
支払利息	13,429
支払事業組合理損	2,181
投資事業の運用	3,686
その他	1,099
特別利益	20,397
特別損失	843,346
固定資産売却益	6,519
固定資産受贈益	1,000
投資有価証券売却益	2,162
受取のれん発生益	24,228
受取保険金	17,849
特別損失	51,760
固定資産除却損	1,407
投資有価証券評価損	63,352
役員退職慰労金	20,000
その他	4,652
税金等調整前当期純利益	89,412
法人税、住民税及び事業税	805,695
法人税等調整額	330,720
当期純利益	△22,695
非支配株主に帰属する当期純利益	308,024
親会社株主に帰属する当期純利益	497,670
	37,803
	459,866

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2019年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,584,040	流動負債	917,560
現金及び預金	1,724,312	1年内償還予定の社債	117,500
営業未収入金	152,445	1年内返済予定の長期借入金	562,332
前払費用	38,274	未払金	33,009
関係会社貸付金	284,621	未払費用	70,426
未収入金	357,969	未払消費税等	15,712
未収還付法人税等	13,240	預り金	3,169
その他	13,176	関係会社預り金	100,007
固定資産	4,695,034	賞与引当金	2,585
有形固定資産	127,766	役員賞与引当金	10,167
建物附属設備	114,061	その他の他	2,648
工具、器具及び備品	13,704	固定負債	1,997,032
無形固定資産	182,970	社債	56,250
ソフトウェア	10,170	長期借入金	1,797,060
その他	172,800	退職給付引当金	6,930
投資その他の資産	4,384,298	資産除去債務	60,116
投資有価証券	921,802	その他	76,675
関係会社株式	3,195,269	負債合計	2,914,592
前払年金費用	9,593	(純資産の部)	
敷金及び保証金	235,873	株主資本	4,392,467
繰延税金資産	19,632	資本金	1,046,232
その他	2,126	資本剰余金	2,650,082
繰延資産	478	資本準備金	2,481,867
社債発行費	478	その他資本剰余金	168,214
資産合計	7,279,553	利益剰余金	1,082,562
		その他利益剰余金	1,082,562
		繰越利益剰余金	1,082,562
		自己株式	△386,410
		評価・換算差額等	△27,506
		その他有価証券評価差額金	△27,506
		純資産合計	4,364,960
		負債純資産合計	7,279,553

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

損 益 計 算 書

(2018年10月1日から
2019年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
営 業 収 益	1,547,434
営 業 費 用	541,999
営 業 利 益	1,005,434
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	13,041
そ の 他	948
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	3,437
社 債 利 息	1,064
社 債 発 行 費 償 却	1,015
投 資 事 業 組 合 運 用 損	3,686
支 払 手 数 料	2,160
経 常 利 益	1,008,060
特 別 利 益	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	2,162
税 引 前 当 期 純 利 益	1,010,222
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	5,712
法 人 税 等 調 整 額	△4,681
当 期 純 利 益	1,009,191

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年11月13日

PCIホールディングス株式会社
取締役会 御中

三優監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	岩田 亘人	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	森田 聡	印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、PCIホールディングス株式会社の2018年10月1日から2019年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

招集
通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、P C I ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年11月13日

PC Iホールディングス株式会社
取締役会 御中

三優監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	岩田 亘人	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	森田 聡	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、PC Iホールディングス株式会社の2018年10月1日から2019年9月30日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

招集
通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年10月1日から2019年9月30日までの第15期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及び八に掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③当社は2018年12月20日開催の第14回定時株主総会の決議により、2018年12月20日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。2018年12月19日までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関しては、2019年1月10日付取締役会決議に基づき実施した自社株式取得、及び同年5月10日付取締役会決議に基づき実施した中間配当がいずれも会社法及び会社計算規則に基づき算定される分配可能額を超過していたことを認識しております。上記を除いては、取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。なお、当事業年度における自社株式取得及び中間配当がいずれも分配可能額を超過していたことが判明し、本件について弁護士で構成される第三者委員会からの原因究明と再発防止策の検討の結果を踏まえ、再発防止と体制強化に取り組み始めたことを確認しており、今後も継続して実施状況について監査してまいります。上記を除いては、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行については指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年11月13日

PC Iホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 宮原 讓 ㊟

監査等委員 佐藤 貴則 ㊟

監査等委員 高原 明子 ㊟

監査等委員 牧 真之介 ㊟

(注) 監査等委員宮原讓、佐藤貴則、高原明子及び牧真之介は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

第15回定時株主総会 会場ご案内図

- 【会場】 〒104-0031
東京都中央区京橋2丁目1番3号 京橋トラストタワー4階
トラストシティ カンファレンス・京橋
※ 会場へは中央通り側ビル正面エントランスホールより
ホテル「コートヤード・バイ・マリオット 東京ステーション」の
エレベータでフロントのフロア（4階）までお進みください。
（オフィス棟エレベータでは、会場階に停止致しません。）
- 【最寄駅】 東京メトロ銀座線 京橋駅 7番出口より 徒歩1分
JR 東京駅 八重洲南口より 徒歩4分
- 【会場連絡先】 TEL 03-5221-8079
- 【お願い】 駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮く
ださいようお願い申し上げます。



UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。